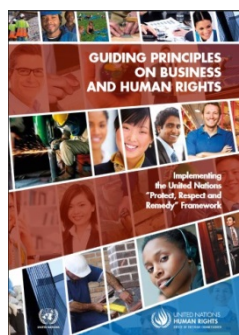


**トピック：国際シンポジウム 責任あるビジネス・責任あるサプライチェーン
「ビジネスと人権に関する国連指導原則」を日本はどのように活かせるか**

2016年6月29日(水曜)、国連大学 ウ・タント国際会議場にてジェトロ・アジア経済研究所は、経済産業省後援の国際シンポジウム、「責任あるビジネス・責任あるサプライチェーン『ビジネスと人権に関する国連指導原則』を日本はどのように活かせるか」が開催しました。本シンポジウムは、2016年度アジア経済研究所が取り組んでいる、政策提言研究会「新興国における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発ならびにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業」の一環として行いました。会場には、250人を超える企業や市民社会、そして政府関係者の方々が参加されました。

本シンポジウムの背景

2011年国連人権理事会において、「ビジネスと人権に関する指導原則」(United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights)が承認されました。同原則は人権保護という国家の義務を再度強調し、同時にすべてのビジネスが人権を尊重する責務を負うことを明確にしています。2015年G7エルマウサミットでも、同原則が言及され、重点的政策課題のひとつとして「責任あるサプライチェーン」が取り上げられました。また、2016年4月には、ビジネスと人権に関するアジア地域初の国連フォーラムが、カタールで開催されました。このような状況の中、新興国や開発途上国でのビジネス展開において、進出企業は人権課題に直面しており、



人権リスクの効果的なマネジメントは、国内および海外における「責任あるビジネス・投資」に不可分です。ビジネスの主体は企業のみならず、様々な組織、団体そして政府自体も、公共調達、信用供与、ODAなどを通じて経済活動に関係します。日本は指導原則をどのように活かし、グローバルな期待にどう

応えるべきでしょうか。本シンポジウムでは、指導原則にもとづく政府行動計画(National Action Plan: NAP)を策定している国々や国際的な動向について専門家から報告して頂き、企業からのパネリストとともに日本が直面する課題について議論を行いました。

シンポジウムの主な内容

●趣旨説明、山田美和(新領域研究センター 法・制度研究グループ長)

「ビジネスと人権に関する国連指導原則」には国家の義務が定められており、これを明確にしたうえで、企業に対して人権を尊重することを責務にするものです。「ビジネスと人権」について考えるとき、誰の何の権利が関係しているかを明確にすることが大切であり、例えば移民労働者や児童労働等の最も負の影響を受けやすい人々の権利を優先的に考える必要があります。政府行動計画(NAP)は、指導原則を如何に運用・実行していくのか、各国政府が立案し執行する政策文書です。この一番のメリットは、政府が指導原則の運用・実行へのコミットメントを内外に示すことができることです。企業にとっては、政府がビジネスと人権に関する方針を示すことによって、レベル・プレイング・フィールドの形成が促されることが最大の利点といえます。NAP策定プロセスを通じて、多くの関係者を関与させることにより、意見交換や関係者間の信頼醸成のための建設的機会が生まれると考えます。指導原則は、ステークホルダーエンゲージメントを促進する、政府、企業そして市民社会の共通のツールであり言語です。

●基調講演 「新興国・途上国における企業活動と人権リスクの課題」 Vicky Bowman氏 (Director, Myanmar Centre for Responsible Business)

責任あるビジネス・ミャンマーセンターは、政府、市民社会、ビジネスセクターに対して中立的な役割を担う市民社会組織です。

指導原則は、国際基準として、ミャンマー政府が人権のアジェンダについて、ビジネス、市民社会、国際ビジネスと関与する手段として役立つものだと実感しています。新興国で企業が抱える人権リスクは、土地、児童雇用、先住民の権利等様々で、ステークホルダーも多岐に亘ります。指導原則は、ステークホルダーと全ての権利所有者の人権を配慮するようにと言及しています。人権問題はCSRや金銭で解決するのではなく、法令遵守をしながら、問題の特定や管理を実践していく必要があります。新興国に企業が投資する際、考慮すべき様々な点を全てNAPに含めることで海外・国内の枠組みにも適用でき、新興国での投資において政府の役割は重要です。

●報告1 「指導原則の実行の現状と今後—人権デュー・ディリジェンスのグローバル展開」 Allan Lerberg Jorgensen氏 (Department Director, Human Rights and Development Department, Danish Institute for Human Rights)

デンマーク人権研究所は、デンマーク議会により設立された研究所です。デンマーク国内のみならず、世界中の人権課題を幅広く調査対象とし、ビジネスセクターに対しては、人権デュー・ディリジェンスに関する支援、トレーニングなどを行っています。

・人権の尊重は国家だけではなく、ビジネスも考えなければいけないという認識が一般的になり、投資家も人権を重視する傾向にあります。EU では、人権ポリシーについての報告が義務付けられました。OECD 多国籍企業行動指針では、各国に人権問題に対応可能な窓口 (National Contact Point: NCP) を設置しています。フランスでは、人権デュー・ディリジェンスに関する新しい取り組みが始まっています。アジアでは中国商工会議所がガイドラインを策定し、指導原則に触れています。アジアでは、まだNAPを有する国はないですが、韓国でNAPを作る動きがあります。日本に対する提言として、NAPを作ることの意義を強調したいです。NAP策定には、様々なマルチステークホルダーやいくつもの省庁が参加する必要があるため、政府内での協力関係の構築も必須です。これには政治的な支援とリーダーシップが必要です。

●報告2: 「米国における指導原則の実行—政府・企業・CSO」 Sara Blackwell氏 (Legal and Policy Coordinator, International Corporate Accountability Roundtable)

企業の説明責任に関する国際円卓会議であるICARは、市民社会の見地からアドボカシーを行うために約40の市民社会組織(CSO)が集う国際的な連合体です。特に政策レベルでビジネスと人権が反映されるように取り組んでいます。

米国における国連指導原則の実行では、①情報開示と透明性、②公共調達、③救済へのアクセス、④責任ある企業行動に関する政府行動計画(NAP)の4つの領域が重要課題として特に議論されています。ICARとデンマーク人権研究所は、共同でNAP策定のためのツールキットを開発しました。米国ではオバマ政権下の2014年からNAP策定が、大統領府と国務省の主導により開始されました。多様な政府部門と多くのステークホルダーとの協議が行われ、2016年9月頃の発行が予想されています。最後に、日本に対する提言として、横断的な政府部門の関与、広範なステークホルダーとの意味のある協議、国家ベースライン評価の実施、フォローアップ体制の確立、規制と自主的メカニズムの「スマート・ミックス」を提案します。

パネルディスカッション

ディスカッションでは、企業からのパネリストおふたりを加え、日本企業の取り組みの紹介後、日本において指導原則をいかに活用するか、日本政府への提言も含め、意見交換を行いました。

・木村紀子氏 (イオン株式会社品質管理部イオンサプライヤーCoC事務局マネージャー) は、自社の

PBのトップバリューで実施しているサプライヤー管理の方法について紹介しました。中小企業



業にとっては理解を得るのがいまだに難しい状況であるとし、政府が枠組みを示すことで、共通言語が生まれると話しました。

・藤崎壮吾氏 (富士通株式会社 CSR推進室部長) は、自社のデュー・ディリジェンスのプロセスや人権啓発委員会における取り組みを紹介し、社内浸透の取り組みを紹介しました。NAPについてはアウトプットとしてどんな文書ができるかというよりもプロセスが重要と話しました。

・ディスカッションでは、指導原則をいかに日本の文脈に適応させることができるか、日本の企業を動機づけるか、マルチステークホルダーとどのように関わるか、日本企業と市民社会やメディアとの関係は、政府にどのようなことを期待するか、などの議論が交わされました。海外からのパネリストのみならず、日本企業からも政府からの指導原則に関する発信やリーダーシップが求められました。

(各報告内容およびパネルディスカッションの詳細はアジ研ワールド・トレンド12月号に掲載予定)

会場からの反応

参加された皆様からのアンケートの結果(有効回答数108)、96%の参加者の方から役に立ったと回答いただきました。コメントには「世界の動向を理解するのに大変役立った」、「日本と海外の温度差が分かった」、「NAPの重要性が伝わり、日本も早く作って欲しいと感じた」等の意見が寄せられました。ビジネスと人権に関する国連指導原則については、「聞いたことはあったが、内容は知らなかった」と答えた方が42%、「知らなかった」と答えた方が21%でした。また、84%の方が「今後NAP策定プロセスへの関与にご関心がある」と答えており、その関心の高さがうかがわれました。

ビジネスと人権 NEWS LETTER

アジア経済研究所では、2013年度末から政策提言研究「新興国市場におけるビジネスと人権—日本のCSR戦略構築に向けて」を実施してきました。今年度は、アジア地域にフォーカスをあてて、日本企業が海外でのビジネス展開においてどのような人権課題がありそれに対応していくのか、そのために求められる政府の役割には何があるのかを明らかにしていきます。本号を皮切りに、ビジネスと人権に関する情報を発信していきます。

(新領域研究センター 法・制度グループ/井上直美)